



オリーブの 保険商品のご案内

持病があっても入りやすい保険
(20歳～89歳まで)

オリーブの **死亡保険**
引受基準緩和型死亡保険

オリーブの **総合死亡保険**
引受基準緩和型死亡保険

オリーブの **医療保険**

オリーブの **一時金保険**

オリーブの **がん保険**

オリーブの **死亡保険**
引受基準緩和型死亡保険

オリーブの **総合死亡保険**
引受基準緩和型死亡保険

オリーブの **医療保険**

オリーブの **一時金保険**

下記の **3つ** の告知がすべて「いいえ」であればお申し込み可能です。

- 1 いいえ **最近3か月以内**に受けた医師による**検査**または**診察**で、入院^(※1)または手術^(※3)をすすめられたことがありますか。または、現在、入院^(※1)中、**在宅医療**^(※2)あるいは公的介護保険制度の**要介護認定**(申請中も含む)*を受けていますか。
*要支援1・要支援2の場合は除きます。現在申請中の場合も「はい」に該当します。
- 2 **いいえ** **過去1年以内**に、病気やケガで入院^(※1)したこと、または手術^(※3)を受けたことがありますか。
- 3 **最近5年以内**に、以下の病気と診断されたこと、あるいは以下の病気により入院^(※1)や手術^(※3)を受けたことがありますか。
● ガン(悪性新生物*および上皮内新生物) ● 肝硬変 ● 統合失調症、認知症、慢性腎不全
*白血病その他の血液の腫瘍は、悪性新生物に含まれます。
*医療保険にお申し込みの場合、治療・投薬^(※4)がある場合は「はい」に該当します。

※1 入院日数にかかわらず、治療のための入院、検査入院、教育入院を含みます。正常分娩による入院は含みません。
 ※2 医療を受ける者の居宅等において提供される医療をいい、医師が訪問して診察や経過観察を行う訪問診療、看護師が訪問してケアを行う訪問看護、理学療法士や作業療法士が行う訪問リハビリテーションなどが含まれます。
 ※3 「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破砕術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」、「新生物根治放射線照射」、「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」および先進医療における手術を含みます。
 ※4 病院や診療所で薬の処方のみを受けた場合を含みます。

商品の注意事項

- 1. 保険期間は1年です。
- 2. 自動更新です。
- 3. 保険料は掛け捨てです。
- 4. 更新により5歳毎に保険料が変動します。

- 告知の詳細についてはお申込書の告知事項欄をご確認ください。
- 告知項目がすべて「いいえ」の場合でも、ご職業・過去の契約状況等によりお引受けできないことがあります。
- 「オリーブの医療保険」、「オリーブの一時金保険」、「オリーブのがん保険」は同時に申し込むことはできません。いずれかをお選びください。
- 「オリーブの死亡保険(引受基準緩和型)」、「オリーブの総合死亡保険(引受基準緩和型)」は「オリーブの医療保険」、「オリーブの一時金保険」または「オリーブのがん保険」のいずれかと同時に申し込みいただけます。

オリーブの **がん保険**

下記の **3つ** の告知がすべて「いいえ」であればお申し込み可能です。

- 1 **1** 今までに、がん(悪性新生物、肉腫、白血病、上皮内がん^(※1))を含みます。)にかかったことがありますか。
- 2 **いいえ** **過去5年以内**に、下記の病気^(※2)で医師の診察、検査、治療、投薬のいずれかを受けたことがありますか。
- 3 **3** **過去2年以内**に、健康診断^(※3)・人間ドックをうけて、下記の臓器または検査の項目で異常^(※4)を指摘されたことがありますか。

臓器	心臓、腎臓、肝臓、すい臓、胆のう、胃腸、肺、脳、甲状腺、前立腺、子宮、乳房
検査項目	血圧測定、尿検査、血液検査、胸部レントゲン検査、心電図検査、眼底検査、上部消化管レントゲン検査、超音波検査、便潜血検査

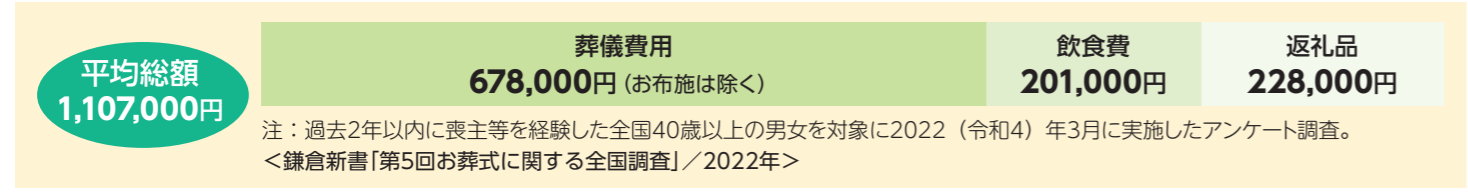
※1 上皮内がんには、子宮頸部高度異形成、CIN3を含む。
 ※2

腫瘍	悪性新生物、骨髄異形成症候群、膵管内乳頭粘液性腫瘍 (IPMN)、白血病、異形成 (子宮頸部軽度異形成を除く)、骨髄腫、脊髄腫瘍、ポエーン病 (ポウエン病)、カルチノイド、骨髄線維症、低悪性度腫瘍、ポリポーシス、がん、消化管間質腫瘍 (GIST)、日光角化症、本態性血小板血症、境界悪性腫瘍、上皮内がん、乳頭腫、マクログロブリン血症、胸腺腫、神経内分泌腫瘍 (NET)、脳腫瘍、ランゲルハンス細胞組織球症、形質細胞腫、真性多血症、白板症、リンパ腫
消化器	胃静脈瘤、肝硬変、原発性硬化性胆管炎 (PSC)、門脈圧亢進症、潰瘍性大腸炎、肝不全、原発性胆汁性胆管炎 (PBC)、門脈血栓症、肝炎 (A型を除く)、クローン病、食道静脈瘤、バッドキアリ症候群、肝炎ウイルスキャリア、慢性膵炎
呼吸器	石綿肺 (アスベスト肺)、肺線維症
筋骨格・皮膚	結節性硬化症、色素性乾皮症、全身性硬化症 (強皮症)、皮膚筋炎、混合性結合組織病、スウィート病、多発性筋炎、類天疱瘡、シェーグレン症候群、全身性エリテマトーデス、天疱瘡、レックリングハウゼン病 (神経線維腫症I型)
血液等	アミロイドーシス、再生不良性貧血、ヒト免疫不全ウイルス (HIV) 病、血球貧食症候群 (HPS)、赤芽球瘻、フォンヒッペルリンドウ病 (VHL)

 ※3 健康診断とは、健康維持および病気の早期発見のための診察・検査をいいます。(乳幼児健診や、自主的に受けた脳ドック・がん検診も含みます)。
 ※4 異常とは、要経過観察^(※5)、要再検査^(※6)、要精密検査^(※7)、要治療^(※8)をいいます。
 ※5 例：観察が必要、経過観察を要する、経過観察中、経過観察後に検査が必要
 ※6 例：再検査が必要、再検査を要する
 ※7 例：精密検査が必要、精検を要する、精査を要する、さらに詳しい検査が必要
 ※8 例：治療が必要、治療中、治療継続、要医療

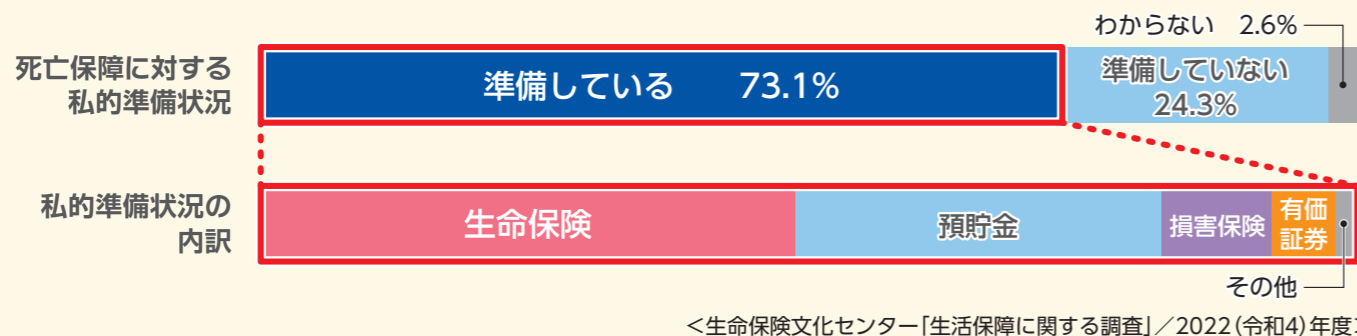
check! 葬儀にかかる平均総額は？

鎌倉新書「第5回お葬式に関する全国調査」によると、葬儀にかかる費用の平均総額は約111万円（前回約184万円）となっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で葬儀の平均総額は減少しています。また、葬儀の種類は「家族葬」、「直葬・火葬式」が増加し、「一般葬」が減少しました。最も多かった「家族葬」は55.7%（前回40.9%）、次いで「一般葬」25.9%（前回48.9%）、「直葬・火葬式」11.4%（前回4.9%）、「一日葬」6.9%（前回5.2%）となっています。

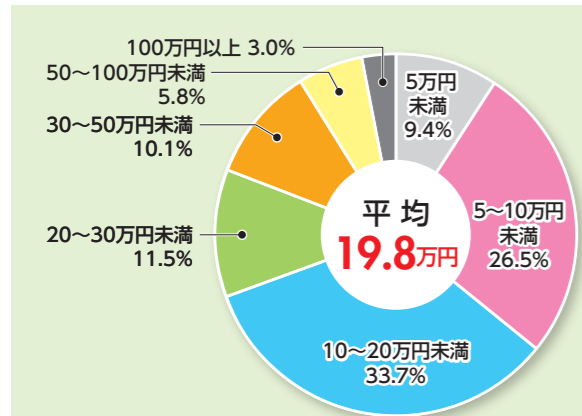


Topics 死亡保障に関する私的な備えのトップは「生命保険」
6割以上の人「公的死亡保障だけでまかなえるとは思っていません」

自分が万一死亡した場合のために、私的に経済的な準備をしている人は7割を超えています。その内訳は「生命保険」が最も多く、次に「預貯金」、「損害保険」が続いています。



check! 入院にかかる「費用」は？



◆近年の入院事情は短期化の傾向にありますが、健康保険が適用されない「差額ベッド代」や、治療費以外の食事代・日用品費を含めると、自己負担費用※は平均19.8万円かかります。

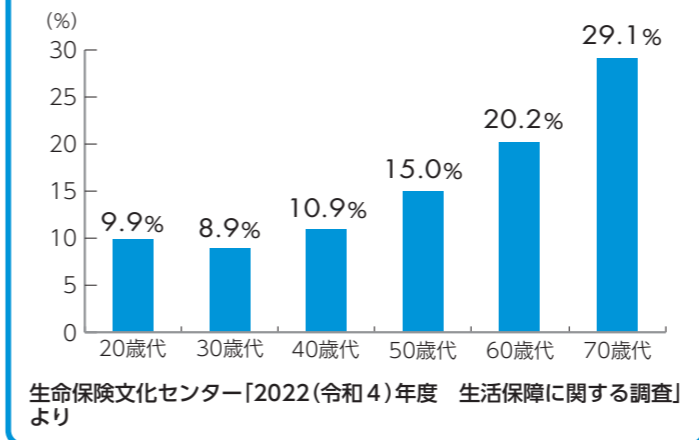
※過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人（高額医療費制度を利用した人+利用しなかった人（適用外含む）をベースに集計）
 ※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品費などを含む。高額医療費制度を利用した場合は利用後の金額
 出典：公益財団法人生命保険文化センター令和4年度「生活保障に関する調査（速報版）」を元にオリープ少額短期保険が作成

日常のさまざまなけがや病気で入院する可能性があります。
 おもな傷病の平均入院日数

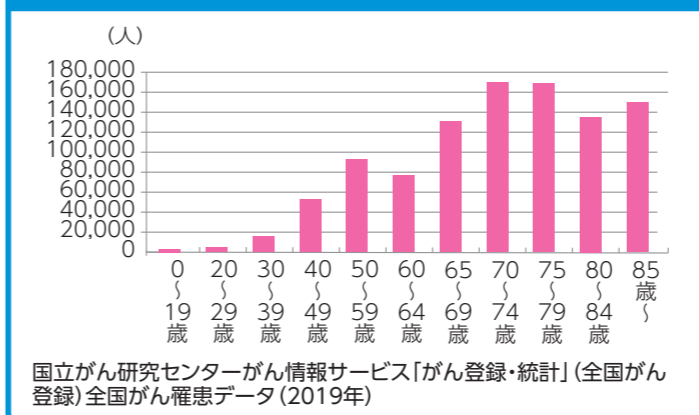
疾病名	平均入院日数
急性気管支炎	10.6日
尿路結石症	10.9日
外耳炎	11.0日
喘息	17.4日
骨折	38.5日

平均入院日数 32.3日
 厚生労働省「令和2年患者調査」より

過去5年間に入院した経験がある人の割合



年代別がん罹患患者数



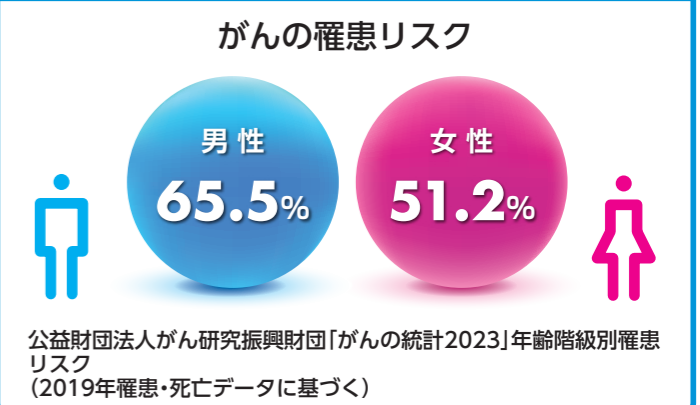
先進医療の費用

先進医療にかかる技術料の自己負担額の例
 「先進医療にかかる技術料」は公的医療保険制度の給付対象とならないため全額自己負担となり、高額となる場合があります。

技術名	自己負担額
重粒子線治療	約313万円
陽子線治療	約265万円

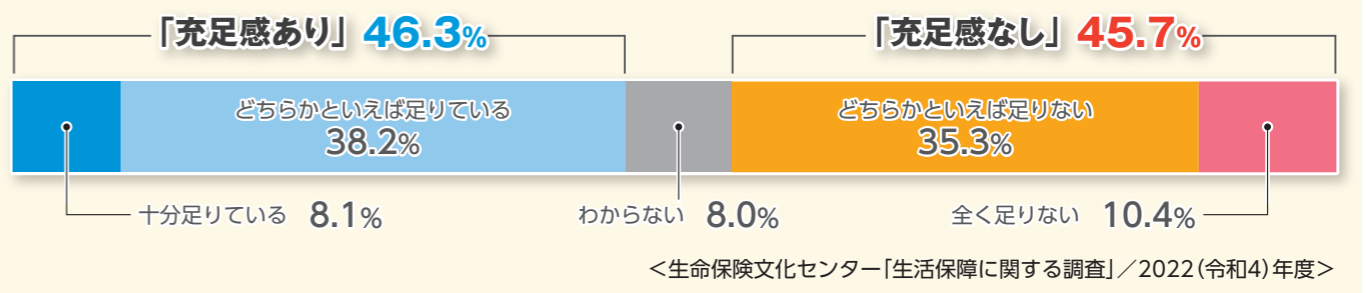
厚生労働省「先進医療の実績報告について」令和5年度実績報告
 ※上記先進医療にかかる技術料は、医療機関によって金額が異なります。また、具体的な先進医療技術やその適応症については、変更されることがあります。厚生労働省ホームページにてご確認ください。

おおよそ2人に1人が一生のうちにがんと診断される可能性があります



Topics 医療保障に対する充足感は「不十分」と考える人が全体の5割弱

多くの方が、病気やケガに対して生命保険によって備えています。その金額に満足しているのでしょうか。
 「医療保障に対する充足感」について調査したところ、「十分足りている」と感じている人は全体の8.1%、「どちらかといえば足りている」が38.2%で、合わせて46.3%が「充足感あり」としています。
 それに対し、「充足感なし」と考えている人は45.7%になっています。



告知事項

参考資料

保障の内容

保険料表

告知事項

参考資料

保障の内容

保険料表

		支払事由	給付金名	支払限度	プラン・支払金額
万が一の保障	オリーブの死亡保険 <small>引受基準緩和型死亡保険</small>	病気やケガで死亡したとき	死亡保険金	保険証券記載の保険金額	50万円・100万円・150万円 200万円・250万円・300万円
	オリーブの総合死亡保険 <small>引受基準緩和型死亡保険</small>				上記の保障に以下の2つが追加されます。 ①災害死亡の場合、上乗せ 100万円 をお支払い ②障害等級に応じて 70万円 もしくは 100万円 をお支払い

		支払事由	給付金名	支払限度	日額5,000円プラン	日額8,000円プラン	日額10,000円プラン
病気やケガへの支え いずれか1つ	オリーブの医療保険				病気やケガで入院したとき	入院給付金	1保険期間における保険金の支払金額は、 80万円 を限度
		病気やケガで所定の手術を受けたとき	手術給付金	手術1回につき 5万円	手術1回につき 10万円	手術1回につき 10万円	
		所定の先進医療による治療を受けたとき	先進医療給付金	最大 50万円 まで			
	オリーブの一時金保険	病気やケガで入院したとき	疾病入院一時金	1保険期間における保険金の支払金額は、 80万円 を限度	入院1回につき 10万円・20万円・30万円		
65歳以上の方が介護一時金特約を付加された場合、一時金 10万円 をお支払いします。							
オリーブのがん保険	がんと診断されたとき	がん診断一時金	1保険期間における保険金の支払金額は、 80万円 を限度	30万円・50万円・80万円			
				特定疾病一時金特約を付加された場合、特定疾病一時金 30万円 をお支払いします。 (がん診断一時金と特定疾病一時金を合算して80万円まで) ※特定疾病とは「急性心筋梗塞」「脳卒中」のことをいいます。			

※お支払事由や留意事項などについては、「重要事項説明書」「約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。
 ※「オリーブの医療保険」「オリーブの一時金保険」「オリーブのがん保険」を同時に申し込むことはできませんので、いずれか1つをお選びください。

※「オリーブの死亡保険(引受基準緩和型)」「オリーブの総合死亡保険(引受基準緩和型)」は、両方お申し込みいただけません。
 ※「オリーブの死亡保険(引受基準緩和型)」「オリーブの総合死亡保険(引受基準緩和型)」は「オリーブの医療保険」「オリーブの一時金保険」「オリーブのがん保険」のいずれかと同時に申し込みいただけます。

オリーブの死亡保険

引受基準緩和型死亡保険

内は新規お申し込みいただけません。将来の更新後の保険料の参考としてご参照ください。

Table with columns for gender (男性/女性), contract type (引受基準緩和型死亡保険), death benefit (死亡保険金額), and age (契約年齢). Rows show monthly premiums for various benefit amounts (50万 to 300万) across age groups (20-24 to 85-89).

オリーブの総合死亡保険

引受基準緩和型死亡保険

内は新規お申し込みいただけません。将来の更新後の保険料の参考としてご参照ください。

Table with columns for gender (男性/女性), contract type (引受基準緩和型総合死亡保険), death benefit (死亡保険金額), and age (契約年齢). Rows show monthly premiums for various benefit amounts (50万 to 300万) across age groups (20-24 to 85-89).

上記表の「-」は年払いでお申込みいただけます。 ※ 契約年齢は新規契約日・更新日時時点の満年齢をご覧ください。 * ご契約は99歳まで更新いただけます。

オリーブの医療保険

Table with columns for gender (男性/女性), contract type (総合医療保険), and age (契約年齢). Rows show monthly premiums for three plan types (5,000, 8,000, 10,000 yen daily) across age groups (20-24 to 85-89).

オリーブの一時金保険

介護一時金特約は65歳以上の方がお申し込みいただけます。

Table with columns for gender (男性/女性), contract type (疾病入院一時金保険), and age (契約年齢). Rows show monthly premiums for three plan types (10万, 20万, 30万 yen) and a nursing benefit option across age groups (20-24 to 85-89).

オリーブのがん保険

内は特約を付加することにより、月払でお申込み可能になります。 ※最低保険料は1,000円からになります。 ※診断一時金80万円プランは特定疾病一時金を付加することが出来ません。

Table with columns for gender (男性/女性), contract type (がん保険), and age (契約年齢). Rows show monthly premiums for three plan types (30万, 50万, 80万 yen) and a cancer benefit option across age groups (20-24 to 85-89).

* 90歳以降の保険料は、重要事項説明書をご確認いただくか募集代理店までお問い合わせください。

告知事項

参考資料

保障の内容

保険料表／月払い

告知事項

参考資料

保障の内容

保険料表／月払い

オリーブの死亡保険

引受基準緩和型死亡保険

内は新規お申し込みいただけません。将来の更新後の保険料の参考としてご参照ください。

Table with columns for gender (Male/Female), contract age, and death insurance amounts (500k to 3000k).

オリーブの総合死亡保険

引受基準緩和型死亡保険

内は新規お申し込みいただけません。将来の更新後の保険料の参考としてご参照ください。

Table with columns for gender (Male/Female), contract age, and comprehensive death insurance amounts (500k to 3000k).

※ 契約年齢は新規契約日・更新日時時点の満年齢をご覧ください。 ※ ご契約は99歳まで更新いただけます。 ※ 90歳以降の保険料は、重要事項説明書をご確認ください。

オリーブの医療保険

Table with columns for gender (Male/Female), contract age, and medical insurance amounts (5,000 to 10,000 yen daily).

オリーブの一時金保険

介護一時金特約は65歳以上の方がお申し込みいただけます。

Table with columns for gender (Male/Female), contract age, and lump sum insurance amounts (100k to 300k).

オリーブのがん保険

※ 診断一時金80万円プランは特定疾病一時金を付加することが出来ません。

Table with columns for gender (Male/Female), contract age, and cancer insurance amounts (300k to 800k).

ただか募集代理店までお問い合わせください。

告知事項

参考資料

保障の内容

保険料表／年払い

告知事項

参考資料

保障の内容

保険料表／年払い

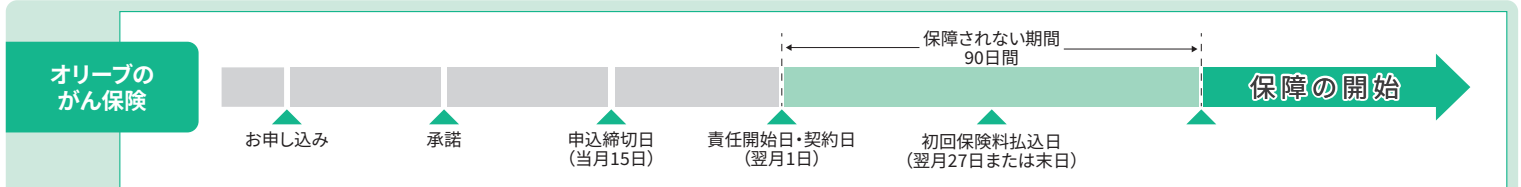
ご契約に関して重要なこと

このパンフレットは、当社保険商品の概要をご説明する資料です。

お申し込みの場合、「重要事項説明書」、「約款」などを必ずご一読のうえ、内容についてご理解くださいますようお願いいたします。

お申し込みの際には、保険契約者および被保険者(保険の対象となる方)ともにご本人が内容を必ずご確認ください。

- **契約年齢** 満20歳から89歳
- **保険期間** 保険期間は1年です(自動更新です)
- **保険料** 保険料は掛け捨てです(更新により5歳毎に保険料が変動します)
- **保険料払込回数** 月払・年払



● 責任開始日について

◆責任開始日からその日を含めて90日以内にがん医師によって診断確定された場合(90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。)には、がん診断一時金は支払いません。 ※特定疾病一時金特約は除く

● 保障の開始について

- ◆保険契約のお申し込みの受付を毎月15日(以下、「申込締切日」)に締め切ります。申込締切日までに当社が承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。
- ◆初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といたします。
- ◆責任開始日が保険契約の契約日となります。
- ◆保険契約期間は、契約日から起算して1年間です。

● 削減期間について(引受基準緩和型 オリーブの死亡保険・引受基準緩和型 オリーブの総合死亡保険)

◆引受基準緩和型死亡保険には、支払削減期間があり、初年度の責任開始日からその日を含めて6か月以内に支払事由が発生した場合、死亡保険金の支払額は50%に削減されます。(但し、災害死亡特約、特定障害特約の削減期間はございません。)

● 削減期間について(オリーブの医療保険)

◆オリーブの医療保険には、支払削減期間があり、初年度の責任開始日からその日を含めて6か月以内に支払事由が発生した場合、入院給付金、手術給付金、先進医療給付金の支払額は50%に削減されます。(但し、不慮の事故による傷害を直接の原因とした入院、手術は除きます。)

● 削減期間について(オリーブの一時金保険)

◆引受基準緩和型疾病入院一時金保険には、支払削減期間があり、初年度の責任開始日からその日を含めて6か月以内に支払事由が発生した場合、一時金保険金の支払額は50%に削減されます。

● 保険料・保険金額について

◆保険料・保険金額は、契約日・更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。

● 保険料の払込方法などについて

◆保険料の払込回数は、月払いか年払いを申し込み時に契約者に選択していただきます。払込方法(経路)は、口座振替かクレジットカード払い(JCB/VISA/Master/AMEX/Diners)が選択できます。

● 死亡保険金受取人について

◆契約者は、被保険者の同意を得たうえで、死亡保険金受取人1人を指定してください。

● 配当金・解約返戻金、クーリングオフなど

◆この保険には、配当金・満期保険金はございません。月払契約の場合、解約返戻金はございません。年払の場合は、保険契約の契約日からの経過月数に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

◆この保険は、保険期間が1年以内の為、クーリングオフの対象ではございません。

● 当社の募集人(募集代理店)について

◆当社の募集人(募集代理店)には、保険契約締結の代理権・保険料受領権・告知受領権はありません。

◆お申し込みいただいた保険契約をお引受させていただくかどうかの判断は当社が行います。

● 少額短期保険業について(概要)

◆保険業法等の法令に基づき、生命保険会社・損害保険会社・再保険会社に次いで、4つめの保険会社として平成18年4月以降、少額短期保険会社が設立されるようになりました。

◆現在約100社が登録されており、ミニ保険などと呼ばれ、新しい保険として評価されている業界です。

● 個人情報・センシティブ(機微)情報の取り扱いについて

◆個人情報の利用目的について
当社は、取得した個人情報を、お客様の同意を得た場合および法令により認められた場合を除き、次の目的のために利用します。

- (1) 保険契約の審査、引受、保管理、給付金のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社等を含めた商品・サービスの案内や提供
- (3) 当社業務についての運営管理・情報提供、商品等の充実
- (4) その他、保険関連業務

◆センシティブ(機微)情報の取得・利用について

当社は、センシティブ情報を、適切な業務運営を確保する必要性においてのみ本人の同意に基づいて取得し、また利用します。

◆保険契約申込書、預金口座振替依頼書、クレジットカード支払申込書、告知書などに記載頂いた個人情報については、当社が業務を委託し、守秘義務を負う業務委託先へ、業務上必要な範囲で提供することがあります。

● 少額短期保険業者の制限について

少額短期保険業者には、原則として以下の制限があります。

- (1) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、死亡の場合は、保険金額が300万円以下の保険のみの引受けをおこなうもの
- (2) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、いわゆる第三分野の医療保険の場合は、保険金額が80万円以下の保険のみの引受けをおこなうもの
- (3) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
- (4) 1人の保険契約者について引き受ける医療保険の保険金額の合計は、原則8,000万円以下とすること
- (5) 1人の保険契約者について引き受ける死亡保険の保険金額の合計は、原則3億円以下とすること

※このパンフレットに記載の保険内容および保険料などは2025年●月現在のものです。※このパンフレットに記載の「当社」とは、引受少額短期保険業者のことをさします。

■ 募集代理店

■ 引受少額短期保険業者

関東財務局長(少額短期保険)第36号

オリーブ少額短期保険株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル

OL202412A-06-01 2025年1月版